

第3回 防災放送塔による放送の差止請求が 認められなかった事例

公害等調整委員会事務局

今回は、ある町内に設置されている防災放送塔から流れる電子音の放送により、静かな生活等が侵害されたとして、町民から町に対し放送差止請求がなされた事例を紹介します。

名古屋地方裁判所平成16年3月26日判決（判例時報1862 - 164）

【事案の概要】

A町は、町に設置した防災放送塔から、防災放送装置の正常作動の点検等のため、毎日午後6時から71秒間、ドボルザーク作曲の旋律（「新世界より」の第2楽章「家路」）の一部を電子音で放送していた（以下「本件放送」という。）。

原告は、A町の住民であるが、本件放送は、静かな生活を求める原告の人格権や原告住居の土地建物の所有権（又は賃借権）を侵害するものであるとして、人格権等に基づく妨害排除請求として本件放送の差止めを求めた。

裁判所は、原告住居地と防災放送塔の拡声装置との位置関係、放送の目的・内容・時間等を考慮し、本件放送は違法とはいえないとして、原告の請求を棄却した（控訴（平成17年1月31日現在係属中））。

【裁判所の判断の要旨】

人格権等に基づく本件放送の差止が認められるかどうかは、本件放送の必要性、態様、侵害される原告の利益などを総合的に考慮して、本件放送による騒音の程度が、原告が社会生活を送る上で受忍するのが相当といえる限度を超え違法といえるか否かによって決すべきである。

本件の防災無線設備は、住民の生命財産を守るため、常に使用できる状態にあることが強く求められているといえ、これが正常に作動するかどうかを毎日点検することにも必要性を認めうる。そして、拡声器を点検する方法として、実際に音を鳴らすことで、住民からの情報によって故障を発見しようとする方法をとることも合理的であり、そのためには本件放送を行うことが必要であるといえることができる。また、本件放送を毎日行うことで、住民に対し、防災放送塔の存在を周知させ、安心感を与えるとともに、災害時に防災放送塔による放送に注意を向けさせ、適切に避難勧告等の情報が伝達されるようにすることも必要といえ、住民に防災放送塔の存在を周知させるという本件放送の目的にも合理性がある。

また、本件放送の時間帯は、一般的に人が活動している時間帯であり、内容も広く親しまれている穏やかなクラシック音楽であり、一般的には耳障りな曲ではなく、放送時間も71秒間程度にすぎない。また、原告住居地付近の屋外での本件放送の音量は、最大でも63デシベル程度であり、原告の住居内においてはより小さな音となると考えられる。

以上のような本件放送の必要性に鑑み、上記の本件放送の時間帯、曲目、放送時間、音量等の諸事情を総合考慮すると、本件放送による騒音は、原告が社会生活を送る上で受忍すべき限度を超えていると認めることはできない。

1 はじめに

本件は、町が設置した防災放送塔からの放送により静かな生活が侵害されたとして、その町の住民がその放送の禁止を求めた事案です。我が国は、地理的条件等により、昔から台風、地震等の自然

災害に多く見舞われていますが、このような突然の災害等の緊急事態が発生した場合、住民の生命や財産を守り、被害の拡大を防止するために、災害対策に必要な情報を迅速的確に住民に提供しなければなりません。

2 防災行政無線について

我が国の災害対策は、昭和36年11月に制定された災害対策基本法を一般法とする各種災害関係法律に基づき行われており、同法では、防災に関する組織として、市町村に防災会議を設置し、当該会議又は市町村長が地域防災計画を作成してこれを実施する責務を有する旨規定しています（2条、5条）。

そして、非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として、防災用無線システムが構築され、その中で市町村が整備しているネットワークを市町村防災行政無線網と呼んだりしていますが、市町村庁舎（親局）と屋外拡声器・家庭内戸別受信機を結ぶいわゆる同報系については、平成16年9月末現在、全国の68パーセントの市町村で整備されています。本件の防災放送塔も、平成12年9月のいわゆる東海豪雨を契機として、住民の防災無線が必要との意見も踏まえた上で、平成13年6月に設置されました。

3 本事案の争点

それでは、本件放送は、原告の人格権等を侵害する違法なものといえるのでしょうか。

裁判所は、初めに、防災無線設備自体の必要性の程度について検討し、当該設備は災害発生時にその対策に必要な避難勧告等の情報を住民に伝達するための重要な手段であるところ、災害はいつ起こるか予測できないものであるため、常に使用可能状態になければならないとしました。

そして、そもそも本件放送は、上記設備の点検とあわせて住民に防災放送塔の存在を周知させ、究極的には災害時における住民の生命及び財産を守るために行うものであることを念頭においた上で、次のように本件放送の必要性和許容性を総合的に考慮し、本件放送による騒音は、原告が社会生活を送る上で受忍すべき限度を超えていると認めることはできないと判断しました。

まず、必要性の観点から、点検は毎日必要かどうか検討しましたが、この点については、防災無

線設備に不具合が生じる原因は様々考えられ、また、その不具合がいつ生じるかは予測不可能で、むしろ毎日行うことで住民に防災放送塔の存在を周知させ安心感を与えることになるので毎日の点検が必要であるとしました。なお、原告は月1回程度で十分であると主張していますが、防災無線は、いつ起きるかわからない災害時に常に正常に作動することが求められているし、不具合が生じる原因も様々であるから、毎日点検を行うことも必要性がないとはいえないとしました。

また、アンサーバック機能（親局装置からの監視制御信号に対し、屋外拡声装置からその信号が受信できたことを示すアンサーバックデータを返信する機能）による点検は、音を出さない方法で行えば足りるかどうかを検討しましたが、この点については、音を出さないと電波が屋外拡声装置に届いていることしか確認できず、実際に拡声器から正常な音が出るかどうかは確認できないし、実際に音を鳴らすことで住民からの情報によって故障を発見することもできるから、音を出して行うことが必要であるといえることとしました。

そして、許容性の観点から、放送時間帯は一般に人が活動している時間帯で、放送内容も広く親しまれている穏やかなクラシック音楽であり、放送時間も71秒間程度であるし、原告住居地付近の屋外の本件放送時の音量も最大63デシベル程度（なお、本件放送がない場合でも最大で60デシベルあり。）で原告の住居内ではより小さな音となると考えられることとしました。ちなみに、本件の原告住居地は第1種住居地域にあるので、騒音に係る環境基準では、昼間（午前6時～午後10時）55デシベル以下となっています。

4 おわりに

騒音に関する紛争はしばしば見られるものの、裁判にまで発展せずに地方自治体レベルで解決するケースが多いと思いますが、本件は身近な騒音に対する受忍限度について具体的な判断がなされた裁判例の1つとして参考になると思い、紹介しました。